

○ 労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年厚生労働省令第十号）

改正案	現行
<p>（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等） 第七条（略）</p> <p>2 金庫は、別紙様式第一号により作成した法第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。第九条第四項において同じ。）を含む。次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に開始し、一年間公衆の縦覧に供しななければならない。</p> <p>3 金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する金庫以外の金庫にあつては、当該金庫の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））及び厚生労働大臣の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。</p> <p>4 金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）及び厚生労働大臣に提出しなけ</p>	<p>（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等） 第七条（略）</p> <p>2 金庫は、別紙様式第一号により作成した法第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。第九条第四項において同じ。）を含む。）の縦覧を、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に開始し、一年間公衆の縦覧に供しななければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ればならない。

5 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が第二項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 (略)

(行政庁への報告に係る期間等)

第十条 (略)

2 (略)

3 金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに別紙様式第二号により作成した法第八条第一項に規定する事項を記載した書面の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(金融庁長官の指定する金庫以外の金庫にあつては、当該金庫の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長))及び厚生労働大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

5 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか

(新設)

3 (略)

(行政庁への報告に係る期間等)

第十条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

うかを審査するものとする。

(承認申請書の提出の経由)

第十二条 労働金庫(一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫に限る。)は、この命令の規定による承認申請書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するときは、当該労働金庫の地区の属する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第十三条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、この命令の規定による承認に関する申請がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

1 (略)

(対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する

(新設)

(新設)

附則

1 (略)

(対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する

期間の特例)

2 法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成(同条第二項の規定による電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。)(の作成を含む。以下同じ。))及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第二項並びに第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一項中「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日(法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあつては、平成二十二年二月一日)から平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(東日本大震災に伴う対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に係る特例)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)(により法第七条第一項の規定による説明書類の作成若しくは法第八条第一項の規定による報告に支障が生じ、又は法第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による申込みをした中小企業者(法第四条第一項に規定する中小企業者をいう。)(若しくは住宅資金借入者(法第二条第三項に規定する住宅資金借入者をいう。))と連絡を取ることが困難である場合には、別紙様式第一号第五及び第六記載上の注意2並びに別紙様式第二号第五及び第六記載上の注意2中「記載すること。」やめるの旨記載すること。ただし、東日本大震災(

期間の特例)

2 法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成(同条第二項の規定による電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。)(の作成を含む。))及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第二項並びに第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一項中「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日(法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあつては、平成二十二年二月一日)から平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(新設)

